

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人菊野会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山 3815 番地

(3) 設立認可年月日 昭和 55 年 1 月 23 日

(4) 設立登記年月日 昭和 55 年 1 月 28 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	菊野 竜一郎	菊野病院 管理者
理 事	地原 千鶴	副理事長
同	内匠 正武	〃
同	田島 圭子	介護老人保健施設かわなべ寿光苑管理者
同	有田 みどり	看護部長
同	横道 伸一郎	介護老人保健施設かわなべ寿光苑事務部長
同	坂上 展啓	法人事務部事務部長
同	柏木 進吾	法人事務部事務副部長
監 事	島元 安二郎	
同	田中 誠二	
評 議 員	諸留 義廣	
同	森 昭子	
同	東 秋孝	
同	平木場 幸	
同	辰野 正寿	
同	前田 裕一	
同	前田 勝男	
同	石之神 和子	
同	大坪 博子	
同	井料 美香	
同	田之上 弘輔	

評 議 員	鶴園 尋倫	
同	新谷 昭彦	
同	児玉 晃一	
同	井上 美代子	
同	有菌 裕子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護支援事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	菊野病院	4 6 1 4 3 1 0 2 9 2	鹿児島県南九州市川辺町平山 3815 番地	一般病床 92 床 療養病床 58 床 〔医療保険 58 床〕 〔介護保険 0 床〕 精 神 病 床 床 感 染 症 病 床 床 結 核 病 床 床
介護老人保健施設	かわなべ寿光苑	4 6 5 2 3 8 0 0 1 7	鹿児島県南九州市川辺町田部田 4848 番地 4	入所定員 100 名 通所定員 40 名

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
かわなべ寿光苑 在宅介護支援センター 【南九州市】	鹿児島県南九州市川辺町田部田 4848 番地 4	
寿光苑指定 訪問介護事業所	鹿児島県南九州市川辺町田部田 4848 番地 4	

寿光苑指定 居宅介護支援事業所 【鹿児島県、南九州市】	鹿児島県南九州市川辺町田部田 4848 番地 4	
心身障害児通園事業 療育センターあおぞら 【鹿児島県、南薩地区】	鹿児島県南九州市川辺町田部田 4862 番地 3	
川辺訪問看護ステーション小菊	鹿児島県南九州市川辺町田部田 4862 番地 3	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月20日	令和5年度決算承認(社員総会)
令和6年5月24日	〃 (評議員会)
令和6年10月21日	理事長・副理事長より職務執行状況報告(社員総会)
令和7年3月24日	令和7年度の事業計画及び収支予算の承認 理事長・副理事長より職務執行状況報告(社員総会)
令和7年3月28日	令和7年度の事業計画及び収支予算の承認(評議員会)

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 菊野会
所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山3815番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	4,933,951 千円
2. 負 債 額	87,030 千円
3. 純 資 産 額	4,846,921 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,015,188
B 固 定 資 産	1,918,763
C 資 産 合 計 (A + B)	4,933,951
D 負 債 合 計	87,030
E 純 資 産 (C - D)	4,846,921

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 菊野会
所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山3815番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和7年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	3,015,188	I 流 動 負 債	87,030
現金及び預金	2,260,690	買掛金	27,319
事業未収金	423,252	未払金	30,249
有価証券	299,211	未払法人税等	35
たな卸資産	14,589	未払消費税等	903
前払費用	16,041	預り金	28,524
その他の流動資産	1,405	II 固 定 負 債	0
II 固 定 資 産	1,918,763	負債合計	87,030
1 有形固定資産	1,687,460	純 資 産 の 部	
建物	1,227,427	科 目	金 額
構築物	19,384	I 積 立 金	4,846,921
医療用器械備品	74,178	繰越利益積立金	4,846,921
その他の器械備品	39,550	II 評価・換算差額等	0
車両及び船舶	4,152		
土地	311,447		
その他の有形固定資産	11,322		
2 無形固定資産	22,246		
ソフトウェア	21,466		
その他の無形固定資産	780		
3 その他の資産	209,057		
長期前払費用	11,255		
その他の固定資産	197,802	純 資 産 合 計	4,846,921
資 産 合 計	4,933,951	負債・純資産合計	4,933,951

法人名 医療法人菊野会	※医療法人整理番号
所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山3815番地	

損 益 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,592,847
2 事業費用		
(1)事業費	2,630,159	
(2)本部費	0	2,630,159
本来業務事業損失		△ 37,312
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		99,587
2 事業費用		112,313
附帯業務事業損失		△ 12,726
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 50,038
II 事業外収益		
受取利息	1,494	
その他の事業外収益	39,487	40,981
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	365	365
経常損失		△ 9,422
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	6,039	6,039
税引前当期純損失		△ 15,461
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額	0	71
当期純損失		△ 15,532

法人名 医療法人 菊野会
所在地 鹿児島県南九州市川辺町平山3815番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 菊野会

理事長 菊野 竜一郎 殿

私（注１）は、医療法人 菊野会の令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）及び関係事業者との取引状況の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月２０日

医療法人 菊野会

監事 島元 安二郎

監事 田中 誠二

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。